

# 仕 様 書

- 1 件 名  
宮古島（7）産業廃棄物処理
- 2 概 要  
宮古島駐屯地から排出される産業廃棄物の収集、運搬及び処分
- 3 排出事業者  
陸上自衛隊宮古島駐屯地業務隊
- 4 排出事業場  
沖縄県宮古島市上野野原 8 3 - 5 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- 5 産業廃棄物の品名及び予定数量

品 名	内 容	予定数量(kg)
コンクリートガラ	ブロック類	2500
残土処分		1500
木くず（廃材）	廃材、木製コンテナ、木製パレット等（釘含む）	300
木くず	伐採木	400
廃プラスチック	ビニルシート類	30
廃プラスチック	塩化ビニル管	60
廃プラスチック	樹脂製パレット、合成樹脂管	140
廃プラスチック	シート類	30
ゴムくず	ゴム板・ゴムシート	50
ゴムくず	廃タイヤ	50
混合廃棄物	廃タイヤホイール付き	15
混合廃棄物	その他廃棄物一式	1000

## 6 一般事項

- (1) 本役務は、本仕様書及び「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を遵守し実施する。
- (2) 受注者は本仕様書及び現地において、相違・疑義あるいは不明な点が生じた場合は、監督と協議しその指示に従うこと。
- (3) 本役務中における火災予防、労働安全及び在来施設等の保護には、十分注意を払うものとし、汚破損した場合は、受注者の責任において速やかに原形に復旧する。
- (4) 受注者は現場の整理整頓、清掃を実施する。
- (5) 入出門及び交通規制など、駐屯地内での行動は、駐屯地諸規則及び監督官の指示に従う。

## 7 特記事項

- (1) 受注者は、次に示す許可証の写しを監督官に提出する。
  - ア 産業廃棄物収集運搬業許可証
  - イ 産業廃棄物処分業許可証
- (2) 受注者は、産業廃棄物の処分完了後、マニフェスト及び計量証明書等を監督官に提出する。
- (3) 産業廃棄物を収容するコンテナ（20Fサイドオープンタイプ等を基準とする）を駐屯地の監督官の指示する場所に設置すること。
- (4) コンテナへの積み込み作業は発注者により実施するものとする。
- (5) 積み込みにあたって産業廃棄物の分別の指示については請負者の責任で実施すること。